

事例演習刑事訴訟法 8 令状による搜索、差押え

1・B に対する搜索の適法性

A 会の東京本部事務所に対して搜索する旨の令状をもって、その場にいた B の身体を搜索することは許されているかが問題となる。

(1) 刑訴法219条は、場所、身体、物を区別しており、それぞれに関するプライバシーの利益を別個に保護している。そうすると、場所に対する令状で、身体や物を搜索することができないのではないか。

「物」の場合とは異なり、「場所」に対するプライバシー等と「身体」に関するプライバシー等は社会通念上別個であると考えられるから、原則として令状の効力が及ばないと解すべきである。

本件搜索差押え許可状は、事務所という「場所」を対象とするものであり、B 含めてその場にいる人の「身体」は対象に含まれない。よって、K が A 会の東京本部事務所に対する搜索令状をもって、B の身体を搜索することが原則として許されない。

(2) もっとも、搜索場所にいる者が、搜索、差押えの目的物を隠蔽しているものと認められるような場合、令状の効力として必要最小限度の有形力を行使することができ、妨害行為を排除することができるから、例外的にその限度において、その者の身体に対する搜索が認められる。

本件において B は、事務所に対する搜索が開始されると急にパソコンから何かを取り外してズボンのポケットに入れて外へ逃げていった。事前に発布された搜索差押え許可状によれば、外付けハードディスクや USB、DVD のような、パソコンに装着する物が差押え対象に含まれているから、B がパソコンから取り外した物も、差押え対象に該当する可能性が極めて高く、搜索の対象に含めるべきである。したがって K はこの場合、身体搜索令状なしで、本件事務所に対する搜索令状のみをもって B に対して搜索することが許される。

2・電磁的記録媒体の差し押さえの適法性

(1) L が搜索現場において、X の机の引き出しの中に入っていた USB2 本及び B から取り上げられた USB メモリ 1 本の内容を確認することなく差し押さえたことが許されるか。令状により差し押さえを行うことができるのは、対象物が被疑事実と関連性を有する場合に限られるから、記録媒体については、捜査機関は、そこに記録された情報の内容が被疑事実に関連することを確認しなければならない。被疑事実との関連性の有無を確認しないで差し押さえることは、令状主義の趣旨に照らして、原則的には許されない。

(2) もっとも、差し押さえる電磁的記録媒体に被疑事実に関連する記載が含まれると疑うに足る合理的理由があり、かつ、差し押さえの現場において記録媒体の情報の内容を確認することが困難である、または不適當である場合、内容を確認せずに当該媒体を差し

コメントの追加 [ゲユ1]: 正直かなり出来が悪いと思います。

解説の意味をきちんと理解できていないようなので、再度熟読して、ご自身の中できちんと整理をしてください。

コメントの追加 [ゲユ2]: そもそも、搜索差押えの要件は何ですか？

なぜ、必要性などの検討はしないのですか？

コメントの追加 [ゲユ3]: どういう立場?解説にある拡張説なのか、必要処分なのか？

コメントの追加 [ゲユ4]: なぜ?根拠は?どういう理屈?また、どのような場合にできるか全く明確ではありません。

コメントの追加 [ゲユ5]: 何の要件を検討しているのか、わかりません。

コメントの追加 [ゲユ6]: そもそもどのような件で検討しているのか、まったくわかりません。

押さえることが例外的に許容される。

本件では、差し押さえられた USB2 本と DVD1 枚が、X の机の引き出しの中から見つけた「重要資料」と記載された封筒の中に入っていた。さらに残りの USB1 本は、搜索開始直後に逃げようとした B から取り上げた物であった。これらの物が A 会による無限連鎖講という被疑事実と関連性があると疑うことが十分に可能である。しかし、上記 DVD を警察用のパソコンに挿入したところ、DVD 内すべてのデータが消去されていた。このことから DVD をはじめとした上記電磁的記録媒体には消去プログラムが仕込まれており、搜索現場で中身を確認すると情報が損壊するおそれがあり、情報をスムーズに確認するには専門的作業が必要となる。これにより L は、搜索現場である A 会事務所内で USB の中身を確認せずにこれらを差し押さえたことが許容されると評価できる。

コメントの追加 [ゲユ7]: なぜ? どのような理屈なのか全くわかりません。